

料金後納

ゆうメール
2024. 11 月号
Vol. 82

★ おき保

11月

ほっとポット



お早めにご開封ください。ぜひ保育施設の皆様でご覧下さい♪

沖縄県保育士・保育所総合支援センター

〒901-0152

那覇市小禄 1831-1 沖縄産業支援センター4階 413号室

T E L: 098-857-4001

FAX: 098-857-4007

開所時間: 月～金曜日 9:00～18:00 定休日: 土・日・祝祭日

HP: <https://okihoiku.com>

障きますます!
保育のお仕事。





はいたい(はいさい) ぐすーよーちゅーうがなびら



さわやかな澄んだ秋の空がよく見られる今日この頃、
保育施設の皆さんはいかがお過ごしでしょうか。
寒い日も増える中、体調に気を付けていきましょう♪
それでは、11月号のほっとポットをお届けします♪



もくじ



1. ご案内 「 社労士チーム連携によるフォローアップ事業 」
2. ご案内 「 社労士による相談ブース ～今月は保育士向け案内～ 」
3. 教えて善平先生！ 「 育児介護休業法の改正(介護休業) 」
4. ご案内 「 中小企業診断士による相談支援業務 」
5. その他 ご案内があります♪

1. ご案内 「 社労士チーム連携によるフォローアップ事業 」



労働環境に関するお悩みを
社会保険労務士に相談しませんか？

相 談 料
無



① 保育施設へ訪問いたします。

※原則 3 回利用できます♪



② お申込後に日程調整いたします

施設訪問以外は、以下①②の方法からお選びいただけます。

① 当センターにてご相談

(沖縄産業支援センター内に
ある当センターへお越し
いただけます。)

② リモートにてご相談



詳細同封して
おります♪



お問合せお待ちしております☺



2.労働環境改善支援事業から～相談ブースのご案内～

令和6年度 相談ブース♪ ～今月は保育士向け案内～

社会保険労務士・産業カウンセラーによる相談支援事業

保育士向け

労働環境に関するお悩みを相談しませんか？

保育施設で働くあなたの相談支援事業

相談
無料



※ 事前予約制です

(相談ブース:火曜日 14 時-17 時)

アドバイス等の相談支援!!



令和4年度より当センター内に相談ブースを設置し
“施設長” “保育士” の相談対応に努めています♪

- ☐ 働く上で困っていることについて相談したい
- ☐ 就業規則や労働条件等について相談したい(確認したい)
- ☐ ハラスメントについて知りたい
- ☐ 制度について教えてほしい(同一労働・同一賃金、子の看護休暇・介護休暇・その他助成金等・・・)
- ☐ その他 etc...



相談対応の流れ

専門機関・労働基準監督署・沖縄働き方改革推進支援センター
・沖縄県女性就業・労働相談センターなど内容に対応した機関へ案内

センターに電話・来所

保育施設

保育士

・センター職員で対応
・県・市町村担当者との連携

・相談ブースへ案内
・専門機関へ案内
(内容により対応)

★ 相談対応は、約1時間以内！(内容により時間調整あり) ★

☆ 申込書同封
しています ☆

私達が対応します



社会保険労務士

相談対応
or
1 センター来所 2 Zoom 電話



毎月3回：9ヶ月(随時受付)(※火曜日：14時～17時)

担当社労士 6月～10月(済)

池田和美氏：11/12(火)・12/3(火)・1/14(火)・2/4(火)

平田勇次氏：11/19(火)・12/10(火)・1/21(火)・2/18(火)

善平克恵氏：11/26(火)・12/17(火)・1/28(火)・2/25(火)



★ 申込 ⇒ FAX or 電話 or メール で受付致します 労働環境改善事業：城間・與那覇 ★

Q&A 3. 教えて 善平先生！

比嘉園長が善平社労士に、「育児介護休業法の改正（介護休業法）」について相談しています。
（★「育児休業」については、9月号に掲載しております★）



比嘉園長

今回は、育児休業について質問させていただいたのですが、
介護休業はどのような改正があるのですか？

介護離職防止のための個別の周知・意向確認、雇用環境整備等の5つ措置が
事業主の義務や努力義務になります。

- 介護に直面した旨の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置
- 介護に直面する前の早い段階（40歳等）での両立支援制度等に関する情報提供
- 仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい雇用環境の整備
- 要介護状態の対象家族を介護する労働者がテレワークを選択できるよう
事業主に努力義務
- 介護休暇について、引き続き雇用された期間が6ヶ月未満の労働者を
労使協定に基づき除外する仕組みを廃止



善平社労士

※「表1」参照



比嘉園長

それぞれの措置は具体的にどういったことをすれば良いのですか？
介護両立支援制度とはどういった制度ですか？

まずは、介護の両立支援制度を利用しやすい環境整備のために、
4つの措置のいずれかの措置を講じることになっています。

- ① 介護休業・介護両立支援制度等に関する研修の実施
- ② 介護休業・介護両立支援制度等に関する相談体制の整備（相談窓口設置）
- ③ 自社の労働者の介護休業取得・介護両立支援制度等利用の事例の収集・提供
- ④ 自社の労働者へ介護休業・介護両立支援制度等の利用促進に関する方針の周知

介護両立支援制度とは、以下の措置のことです。

- ・介護休暇に関する制度
- ・所定外労働の制限に関する制度
- ・時間外労働の制限に関する制度
- ・深夜業の制限に関する制度
- ・介護のための所定労働時間の短縮等



善平社労士



比嘉園長

育児休業は、当たり前取得できているのですが、
介護休業を利用した職員は今までいませんでした。
制度を知らない職員が殆どだと思います。利用を促進する私も含め、
研修の実施を早めに計画したいと思います。



そうですね。まずは研修の実施をお勧めします。

次に、介護に直面した旨の申出をした労働者に対して、

- ✓ 事業主は介護休暇制度等に関して、介護休業に関する制度・介護両立支援制度等、介護休業・介護両立支援制度等の申出先、介護休業給付金に関することを周知しなければなりません。
- ✓ 制度について周知、説明したうえで、労働者が介護休業取得・介護両立支援制度等を利用するのか意向の確認を個別に行わなければなりません。



善平社労士



比嘉園長

どういった方法で個別周知や以降の確認をしますか？ 面談ですか？

面談と書面交付でも良いです。面談もオンライン面談も可ということになっています。また、労働者が希望した場合のみ、FAXや電子メール等で良いとされています。



善平社労士



比嘉園長

これまで、介護休業は活用する労働者がいなかったの
で周知する機会もありませんでした。

私も介護の制度について詳しくないので説明できるよう準備したいと思います。

介護に直面する前の40歳を対象とした制度の情報提供はどういったことですか？

労働者が介護に直面した場合、介護休業等の支援制度を知らずに
離職を選択することも多くありました。

それで、介護に直面する前の早い段階の40歳で、介護休業や介護両立支援制度等の
理解と関心を深めるため、事業主に介護休業に関する制度・介護両立支援制度等、
介護休業・介護両立支援制度等の申出先、介護休業給付金に関する情報提供が
義務になります。



善平社労士



比嘉園長

40歳のどのタイミングで情報提供すれば良いのですか？

次のページへ



情報提供の期間は、労働者が40歳に達する日（誕生日の前日）の属する年度又は労働者が40歳に達した日の翌日（誕生日）から1年間となります。
情報提供の方法は、先ほどお話しした介護に直面した旨の申出をした労働者に対する個別周知の方法と一緒にです。



善平社労士



比嘉園長

早い段階で知ることにより、介護離職の防止が期待できますね。
第1回目の情報提供は、既に40歳を超えている職員も対象に行いたいと思います。



その他にも、努力義務として、要介護状態の対象家族を介護する労働者がテレワークを選択できるようにすること。

また、介護休暇については、これまで労使協定で引続き雇用された期間が6か月未満の労働者を除外することができましたが、この仕組みは廃止されることになります。



善平社労士



比嘉園長

育児を理由にした離職もですが、介護を理由とした離職も無くなるように園でできることを整備していきたいと思います。

⑦ 介護離職防止のための個別の周知・意向確認、雇用環境整備等の措置が事業主の義務になります

施行日：令和7年4月1日

表1

- 介護に直面した旨の申出をした労働者に対する**個別の周知・意向確認の措置**
(※面談・書面交付等による。詳細は省令。)
- 介護に直面する前の早い段階(40歳等)での両立支援制度等に関する**情報提供**
- 仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい**雇用環境の整備**
(※研修、相談窓口設置等のいずれかを選択して措置。詳細は省令。)
- 要介護状態の対象家族を介護する労働者がテレワークを選択できるよう事業主に**努力義務**
- 介護休暇について、引き続き雇用された期間が6か月未満の労働者を労使協定に基づき除外する仕組みを**廃止**

3

(引用：厚生労働省リーフレット)

\\検索すると詳しく見れます//



育児介護休業法



(監修 善平社労士事務所 特定社会保険労務士 善平 克恵)

せんだいら

4. 中小企業診断士による相談支援業務のお知らせです！

令和6年度沖縄県保育士確保対策強化事業／沖縄県保育士・保育所総合支援センター

中小企業診断士の仕事内容について、相談ブース担当の伊志嶺先生に聞いてみました！

まずは、中小企業診断士の専門性や主な業務内容について教えてください！

中小企業診断士の業務は、中小企業支援法で「経営の診断及び経営に関する助言」とされており、中小企業の経営課題に対応するための診断・助言を行う専門家と位置付けられています。



伊志嶺先生

具体的な相談の流れと、支援内容について教えてください！

具体的には

- ①経営者の方から相談内容等についてお話を伺います。また、会社の資料等を確認させていただきます。
- ②お話や資料等から、経営の問題点を把握し、問題解決に向けた課題を抽出します。
- ③課題解決に向けた具体的な行動計画を、経営計画書という形で作成し、その進捗を経営者と一緒に確認していきます。
- ④必要であれば行動計画・経営計画書の修正も行います。



伊志嶺先生

経営者と認識を共通なものとし、一緒に取り組んでいくことが重要なポイントなのですね！

その通りです！経営課題のない企業はありませんし、悩みのない経営者もいません。経営課題とは、経営者が目標としている企業の姿（あるべき姿）と現状のギャップのことです。そのギャップを生んでいる原因が問題点であり、ギャップを埋める方法が経営課題です。ギャップを埋めるための行動を経営計画として見える化し、また数値化した日々の業務に取り込んで経営改善を進めていけるよう、私たち中小企業診断士はお手伝いをいたします。



伊志嶺先生

最後に、ほんとポットの読者の皆さまにメッセージをお願いします！

経営課題は、対処療法的に取り組むよりも、根本的な解決を図る必要があると考えています。お一人で悩まずに、まずは、相談ブースをご活用しては如何でしょうか。課題解決に向けて一緒に取り組んでまいりましょう！



伊志嶺先生

ご利用
の流れ

ステップ1
保育所センターに連絡

ステップ2
事前調整

ステップ3
相談対応

ステップ4
専門家派遣支援

お問い
合わせ



Tel: 098-857-4001 FAX: 098-857-4007

営業日：月曜から金曜日 9:00～18:00

申込
方法

右記のQRコードを
読み込んでください！



5. その他のご案内

沖縄県女性就業・労働相談センターから

「スキルアップにつながるセミナー参加受付けています」



沖縄県女性就業・労働相談センターは、
沖縄県商工労働部の労働政策課委託業務です。
Word や Excel などのセミナーも開催しています
離島は、石垣市・宮古島市でも開催していますので、
ぜひご利用ください

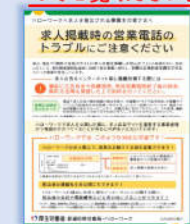


沖縄県女性就業・労働相談センター



厚生労働省から

詳細は同封しております
のでご覧ください



求人広告掲載時のトラブルにご注意ください

電話で「無料で当社のサイトに求人広告を掲載しませんか？」との勧誘があり、契約したところ、無料掲載期間経過後に自動で有料掲載へ移行し、多額の広告料金を請求されるといった事案が発生しているそうなので、ご注意ください。詳細は、同封しておりますのでご覧ください

厚労省 求人広告掲載時のトラブル



育児休業や短時間勤務の利用期間中の 業務代替を支援します！



パート・アルバイトで働く方が 「年収の壁」を意識せず / に働ける環境づくりを後押しします。



【メールアドレス】

ほっとポットに関して ⇒ hot.okihoiku@gmail.com
求人に関して ⇒ atm.okihoiku@gmail.com

沖縄県保育士・保育所総合支援センター

Tel 098-857-4001 Fax 098-857-4007

URL <http://okiohoiku.com> (担当: 與那覇 城間)

